

## 生命保険契約等で相続等により受取った年金に対する 所得税と個人住民税の課税方法の変更について（お知らせ）

遺族の方などが年金形式で受取っていた保険金（以下、「保険年金」といいます。）については、その全額が所得税や個人住民税の課税対象となっていました。



しかし、本年7月に最高裁判所は、相続税の課税対象となった部分は、所得税や個人住民税で課税にならないとする判決を下しました。



そこで、所得税と個人住民税の「保険年金」に対する課税方法を変更することとし、**過去5年分の各年の「保険年金」について、所得税や個人住民税が課税されている場合で、今回の変更で納めすぎとなっている人は、その納めすぎとなっている税金をお返し（還付）することになりました。**

（注1）個人住民税では、源泉徴収制度がなく、保険年金に対する課税がなされていない場合がありますので、所得税が還付となっても、個人住民税や国民健康保険料等が増額になる場合があります。

（注2）過去5年分を超えて個人住民税が納めすぎとなっている場合の対応については、今後国が検討している特別措置に準じて救済方法を検討します。

### 対象となる人

相続、遺贈又は個人からの贈与によって次の「保険年金」を受取っている人で、保険契約に係る保険料等の負担者でない人。

- ① 年金形式で受取っている死亡保険金
- ② 学資保険の契約者が亡くなったことに伴い、受取っている養育年金
- ③ 個人年金保険契約に基づき、受取っている年金

### 課税方法の変更内容

受給している「保険年金」について、次のように課税方法を変更します。

○[変更前] 各年の「保険年金」の所得金額の全額に対して課税



○[変更後] 各年の「保険年金」を課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分の所得金額に対してのみ課税

※「保険年金」支給の初年は全額非課税で、2年目以降は非課税部分が徐々に減少していく簡易な計算を採用します。

詳しくは、国税庁のホームページ【[WWW.nta.go.jp](http://WWW.nta.go.jp)】をご覧ください。

国税庁のホームページでは『保険年金の所得金額の計算のためのシステム』が用意されています。

### **必要となる手続き**

- 所得税の還付を受けるには、税務署で「更正の請求」か「確定申告（還付申告）」による手続きが必要になります。
- 税務署で還付のための手続きをされると、その情報が神戸市に提供されますので、個人住民税について、改めて市税事務所での手続きは不要です。  
なお、税務署で還付手続きをされることによって、個人住民税や国民健康保険料等が増額になる場合があります。
- また、所得税が還付されない場合でも、稀なケースとして神戸市が「保険年金」に係る所得を調査し、個人住民税を課税しているときは、市税事務所  
で手続きをしていただくと個人住民税が減額・還付されます。

### **所得税の還付の手続きに必要な書類**

還付の手続きと、その際に必要な書類は、次のとおりです。

#### **☆ 確定申告をしている年分 → 「更正の請求」**

- ・ 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から「保険年金に関するお知らせ」の送付があった人は、その通知書）
- ・ 更正の請求をする年分の確定申告書の控
- ・ 印鑑、還付金の振込口座（金融機関名、支店名、口座番号）が分かる通帳など

#### **☆ 確定申告をしていない年分 → 「確定申告（還付申告）」**

申告内容によって必要な書類が異なりますが、通常は次の書類が必要です。

- ・ 保険年金の受給期間や受給総額などが分かる書類（生命保険会社等から「保険年金に関するお知らせ」の送付があった人は、その通知書）
- ・ 給与所得や公的年金等の源泉徴収票など（所得が分かる書類）
- ・ 社会保険料、生命保険料等の控除証明書などの各種控除に関する書類
- ・ 印鑑、還付金の振込口座（金融機関名、支店名、口座番号）が分かる通帳など

### **手続きの期限**

- 更正の請求は、課税方法の変更を知った日の翌日から2ヶ月以内に行う必要があります。
- また、確定申告（還付申告）は、申告する年分の翌年1月1日から5年を経過する日（平成17年分の場合は、原則として平成22年12月末）までに行う必要があります。

### **＝ お問い合わせ先 ＝**

◎ 課税方法の変更及び所得税に関すること：所轄の税務署へ

◎ 個人住民税に関すること：お住まいの区役所内にある市税事務所へ

《 ご注意 》 税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込をさせる「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、ご注意ください！！